

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課（室）

県土づくり本部河川砂防課

法令名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	法令の番号	昭和44年法律第57号	
許認可等の種類	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可	根拠条項	第7条第1項	
審査基準	<p>1. 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行について」（昭和44年8月4日建設省河政発第64号、建設事務次官通達）の記の3による。</p> <p>2. 「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」（平成6年9月30日建設省河政発第52号、建設省河川局長通達）の記の五の3（1）による。</p>			
	受付機関 土木事務所	処理機関 土木事務所	交付機関 土木事務所	標準処理期間 14日 標準経由期間 日